

本市職員による不祥事案について

1. 当該職員

不祥事発生時の所属部 教育委員会 スポーツ振興課職員

※現在は、総務部内に異動（令和 6 年 7 月 2 4 日付け）

2. 不祥事の概要

本市職員は、令和 6 年 7 月 1 0 日、市が主催する事業に協力要請した女性外部関係者に対し、勤務時間中、市内公共施設の更衣室にスマートフォンカメラを設置し、盗撮するという不祥事を引き起こした。

設置後間もなく、スマートフォンカメラは被害女性によって発見され、翌日（7 月 1 1 日）、被害届が警察へ提出された。同日、当該職員は警察からの呼び出しに出頭し、事情聴取を受け、盗撮行為を認めた。

その後、警察から検察へ書類送検され、性的姿態等撮影未遂及び茨城県迷惑行為防止条例違反の罪で略式起訴され、1 2 月 2 0 日付けで罰金 5 0 万円の略式命令を受けた。

今後、当該職員の処分については、速やかに市職員分限懲罰等審査委員会において、厳正に対処するものとする。

3. 事案の経過

- ・ 令和 6 年 7 月 1 0 日 事案発生
- ・ 令和 6 年 7 月 1 1 日 被害届提出
- ・ 警察による任意の事情聴取（警察から検察へ書類送検）
- ・ 検察による事情聴取（検察から裁判所へ略式起訴請求）
- ・ 令和 6 年 1 2 月 2 0 日 裁判所より略式命令

罪名：性的姿態等撮影未遂及び茨城県迷惑行為防止条例違反 罰金 5 0 万円

3. 市長コメント

このたびのことは極めて遺憾であり、被害者の方はもとより、市民の皆様からの信用を著しく損なうこととなりましたことを心より深くお詫び申し上げます。

今後、このような事態が発生することがないように、より一層職員の服務規律の確保、綱紀粛正の徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

4. 教育委員会事務局職員への対応等

教育長訓示を教育委員会事務局全職員に周知（令和 7 年 1 月 9 日付け）